

松江市税賦課徴収条例及び松江市都市計画税条例の一部を改正する条例ほか
3 条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市条例第 31 号

松江市税賦課徴収条例及び松江市都市計画税条例の一部を改正する条例

松江市条例第 32 号

松江市原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 33 号

半島振興対策実施地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

松江市条例第 34 号

松江市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のため
の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

松江市税賦課徴収条例及び松江市都市計画税条例の一部を改正する条例

(松江市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p>

第 89 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第 8 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 90 条 略

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された

第 89 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次_____に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 90 条 略

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された

精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)
及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を

精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)
及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は____身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

____するとともに、次____に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

受けなければならない。

4 略

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～22 略

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内

3 略

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けているものについて準用する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～22 略

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

15・16 略

14・15 略

(松江市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 松江市都市計画税条例(平成 17 年松江市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>法附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 4 条 <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>(<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 5 条 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</p> <p>(<u>法附則第 15 条第 41 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 6 条 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>第 17 条 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から <u>第 33 項ま</u></p>	<p>附 則 (<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 4 条 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>(<u>法附則第 15 条第 38 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 5 条 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</p> <p>(<u>法附則第 15 条第 42 項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第 6 条 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>第 17 条 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から <u>第 34 項ま</u></p>

で、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

で、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の松江市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 第 2 条の規定による改正後の松江市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

松江市原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松江市原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年松江市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 原子力発電施設等立地地域である本市の区域内において、当該原子力発電施設等立地地域の公示の日(以下「公示日」という。)から<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの期間(本市の区域が当該期間内に当該原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間。以下同じ。)内に、製造業等の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が 2,700 万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が 15 人を超えるものに限るものとし、法第 2 条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 原子力発電施設等立地地域である本市の区域内において、当該原子力発電施設等立地地域の公示の日(以下「公示日」という。)から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの期間(本市の区域が当該期間内に当該原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間。以下同じ。)内に、製造業等の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が 2,700 万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が 15 人を超えるものに限るものとし、法第 2 条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価</p>

償却資産のうち、次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

2 略

償却資産のうち、次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

半島振興対策実施地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年松江市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(固定資産税の不均一課税) 第 2 条 半島振興対策実施地域の区域内において、法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までの間(当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、青色申告書を提出する個人又は法人が、特別償却設備を新設し、又は増設した場合について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算	(固定資産税の不均一課税) 第 2 条 半島振興対策実施地域の区域内において、法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までの間(当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、青色申告書を提出する個人又は法人が、特別償却設備を新設し、又は増設した場合について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、松江市税賦課徴収条例(平成17年松江市条例第59号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

松江市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

松江市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年松江市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内において、法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までに、法第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。)第 2 条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者については、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までに行われたものに限る。)以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内において、法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに、法第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。)第 2 条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者については、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに行われたものに限る。)以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該</p>

土地に限る。)に対して課する固定資産税は、対象施設の用に供する家屋又は構築物に対して固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、課税を免除する。

土地に限る。)に対して課する固定資産税は、対象施設の用に供する家屋又は構築物に対して固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、課税を免除する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。